



条例の制定は 考えていないのか

小玉 勇 議員

事後条例となり適当ではない

町 長

メガソーラー

山林、里山から緑をほぎ取ってパネルを並べることは、環境保全につながるとは思えない。話が持ち上がったから3年、どうなっているのか。

町長 昨年8月事業者から町に対して、県の条例に基づく環境影響評価方法書の送付があり、9月に知事から町に対し意見提出が求められた。それを受け専門家で構成する審査会を開き、11月知事に対して、町指定天然記念物であるギフチョウ及びヒメギフチョウの「き損」回避の要求など35項



試験設置中のソーラーパネル
(次年子地区)

目の意見書を提出した。その後今年2月知事は事業者に対し記載が不十分であるとして18項目にわたる意見が通知されている。しかし、現在も事業者からの提出はない。町の公式見解の発表や条例制定の考えはないのか。町長 法令や県条例の定めに従って手続きを進めているが、公式見解の発表は現時点としては、判断できる内容に乏しく尚早と考えている。また、条例の制定については事後条例になることから適当ではないと思っている。今後、注意深く見極めながら慎重に判断していく。

汚職事件

判決も確定し損害賠償請求など今後どうするのか。町長 8月28日山形建設



整備された階段から望む
(虹のプラザ東面)

町長 8月28日山形建設に対し、弁護士を通して工事請負契約の規定に基づく違約金4億6500万円(虹のプラザ分4億800万円と消防分署分5700万円)を請求した。違約金は全額町の収入になるのか。町長 交渉は非常に難しく、全て弁護士に委ねるしかない。最終的にどれほどの金額になるかわか

らない。交渉を見守っている状況。なお、違約金はすべて国に償還するので町の収入になるわけではない。町民に対する損害はあるのか。町長 借り入れた地方債(借金)の償還(返済)については、総務省からこれまでの算定方法と変わらないとの見解が示されていないが、最終的な結論ではないので、確定したと言いきれない状況にある。今後とも県を通して情報を入手し適切に対応していく。



水害の反省と今後の対応は

大山二郎 議員

築堤・水中ポンプ等 国県と協議する

町 長

水害の反省点は

国交省の水位予測が出た時、直ちに対策本部を立ち上げれば、避難勧告・指示をもっと早く出せたのでは。

町長 町避難勧告は本部を立ち上げる前に出していたが、住民の危機意識を高めるまでにはいかなかった。今後、今回の経験を踏まえ対応していく。今回越水した、豊田地区や五十沢川の築堤等はどうしていく。

今後の対応

内水での被害を防ぐため、独自に水中ポンプの設置が必要と思うが。

町長 必要箇所にそれぞれ水中ポンプを配置しようと思いを。県でも可動式のポンプを準備するというので協議していく。水中ポンプを設置すればかなり被害を減らすことができる。補助金等も活用し、来年度予算で実現してもらいたい。

入札制度改革

二度の不祥事で、また改革をしなければならなくなったが、その内容は。

町長 再発防止策として改革に着手しており、条件付き一般競争入札を導入する予定。現在、条件等について最終の詰めを行い、間もなく示すことができる。



クリーンな入札制度を

一般競争となれば、町内業者は参入できなくなる。町内業者を育成していくために、JV方式等、町内業者が実績を残せるようにし、町内業者の体質強化を促進する必要があると思うが。副町長 指名業者選定審査会の場を借りて検討している。再発防止策は、対外的に説明でき、競争を確保する仕組みでなければいけない。また、地元企業の受注機会の確保も考えていく。町長 町の業者の育成は常日頃から言っている。今後もそれは変わらない。